

令和 8 年 10 月 1 日
一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会
会長 村木 昭一郎
(押印省略)

「令和 8 年度 台湾向け宣伝・誘致に係るプロモーション業務」の募集要項について

一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会（DMO NAGASAKI）では、長崎市へのインバウンド誘客促進を図るため、台湾市場を対象とした観光プロモーション事業を実施いたします。

台湾市場は、長崎市における重要なインバウンド市場の一つであり、個人旅行（FIT）による旅行需要も見込まれることから、本事業では、台湾の FIT 旅行者を主なターゲットとして、WEB メディア、SNS、デジタル広告等を活用した情報発信を行うとともに、台湾向け OTA（Online Travel Agent）と連携し、長崎市内の観光・体験・食等の旅行商品の販売促進を図ります。

本事業においては、単なる認知向上や興味喚起にとどまらず、「情報接触 → 長崎への興味・関心 → OTA 等での商品閲覧 → 旅行商品の予約・購入 → 来崎・体験」という一連の導線を構築し、実際の旅行商品の販売及び来崎につながる仕組みを重視します。

また、事業終了後には、広告・SNS 等の情報発信実績だけでなく、OTA への流入数、商品閲覧数、予約・販売実績等を可能な範囲で把握・分析し、本事業によって台湾から長崎市への旅行需要がどの程度創出されたのかを検証できる報告を求めます。

つきましては、下記のとおり公募型プロポーザルを実施いたしますので、参加を希望される事業者におかれましては、本募集要項及び別紙仕様書をご確認のうえ、ご応募いただきますようお願いいたします。

記

1. 委託業務名：「令和 8 年度 台湾向け宣伝・誘致に係るプロモーション業務」
2. 内 容：別紙仕様書のとおり
3. 参加資格：
 - (1) 当協会会員または長崎市観光まちづくりネットワークに参画する事業者であること
 - (2) 海外向けデジタルプロモーション、インバウンド誘客または OTA を活用した旅行商品の販売促進に関する業務実績を有する事業者であること。

- (3) 台湾市場または台湾人旅行者を対象とした情報発信・プロモーション及び旅行商品の販売促進を実施できる体制を有すること。
- (4) 中国語（繁体字）による情報発信、広告制作、SNS 運用等に対応できる体制を有すること。
- (5) 台湾向け OTA との連携、旅行商品の掲載・販売促進及び販売実績等の取得・分析を行える体制を有すること。
- (6) プロモーションの実施結果について、アクセス、流入、予約・販売等のデータを用いた成果分析及び効果検証、改善提案等を行える体制を有すること。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下において「暴力団員」という。）であると認められる。
 - イ 暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
 - カ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者 または 会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者。

4. 契約期間： 契約日～令和 9 年 3 月 31 日（水）

5. 提案上限金額：1,000,000 円未満（消費税および地方消費税を含む）

6. 募集期間等：

項目	日程
公募開始	令和 8 年 10 月 1 日（木）
仕様書等に関する質問期限	令和 8 年 10 月 5 日（月）正午まで（必着）

質問に対する回答	令和 8 年 10 月 7 日（水）
応募書類の提出締切	令和 8 年 10 月 13 日（火） 正午まで（必着）
審査結果通知	令和 8 年 10 月 16 日（金） 予定
契約締結予定	令和 8 年 10 月下旬

7. 応募書類の提出期日：

令和 8 年 10 月 13 日（火） 正午（必着：データ納品）

8. 応募書類の内容：

(1) 企画提案書（A4 サイズ、横、表紙含む 10 ページ（両面可）以内）

下記ア～ケを盛り込むこと。事業内容については仕様書に基づき、具体的に提案すること。

- ア 事業の基本的な考え方・コンセプト
- イ 台湾 FIT 市場の特性及びターゲット設定
- ウ ターゲットへの具体的なアプローチ方法
- エ 台湾向け OTA の選定及び旅行商品の販売促進方法
- オ 予約・販売実績及び来崎者数等の成果を把握するための計測・分析方法
- カ 実施体制・スケジュール
- キ 類似業務の実績
- ク 成果指標（KPI）
- ケ 独自提案（自由提案：予算内での提案に限る）

(2) 見積書（任意様式）

見積書には必要事項を記載し、契約権限のある者が記名・押印の上、提出すること。また、内訳がわかるように記載すること。内訳については、総事業費の積算内訳を可能な限り詳細に記載し、消費税額及び合計金額がわかるように記載すること。

9. 応募書類に記載する事項と注意点：

- ・提出日
- ・宛名（一般社団法人 長崎国際観光コンベンション協会 会長 村木 昭一郎）
- ・事業者名（代表者肩書及び代表者名含む）
- ・件名：「令和 8 年度 台湾向け宣伝・誘致に係るプロモーション業務」
- ・提出先 〒850-0862 長崎市出島町 1-1 出島ワーフ 2 階

（一社）長崎国際観光コンベンション協会 事業本部 事業推進課 恒川雄志あて

送信先：tsunekawa@nagasaki-visit.com

10.審査基準

提案内容の妥当性	本事業の目的を理解し、台湾 FIT の誘客につながる具体的な戦略となっているか
ターゲットへの訴求力	台湾の FIT 旅行者に対し効果的に情報を届け、長崎への旅行意欲を喚起できるか
来崎への導線	情報発信から OTA での予約・購入、実際の来崎・旅行につながる導線が明確か
成果測定・効果検証	流入、閲覧、予約・販売、来崎等について、可能な限り具体的に成果を測定・検証できるか
費用対効果	限られた予算内で、販売・誘客につながる効果が期待できるか
実施体制・実績	台湾市場、OTA、デジタルプロモーション等に関する実績及び実施体制があるか
独自性・拡張性	台湾市場における今後の誘客施策につながる独自性・発展性があるか
自由提案	その他、本事業の目的達成に有効と思われる提案があるか

11.審査結果の通知

令和 8 年 10 月 16 日（金）を予定として、応募書類提出者全員に対し、メールにて通知します。

12.その他

- ・提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- ・提出書類は本審査のみに使用し、返却はしない。
- ・提出書類は非公開とし、採用された提出書類、団体名等については応募者の承諾を得た上で公開する場合がある。
- ・審査結果に対する意義申し立ては受け付けない。
- ・委託予定者が決定した場合は、改めて業務内容等について詳細協議を行い、業務内容を決定した上で委託契約を締結する。その場合に契約前に詳細協議を行い、企画の一部を変更する場合がある。
- ・今後の社会情勢やその他不可抗力等により本事業を中止する場合がある。

以上

【お問合せ先】

（一社）長崎国際観光コンベンション協会

事業本部 事業推進課

TEL：095-823-7423

Email：tsunekawa@nagasaki-visit.com

担当：恒川 雄志